

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

1. 業務名
平成31年度 タクシー利用
2. 公募に参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正（再生）手続き開始の決定を受けた者を除く。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (4) 中部運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）に係る許可を受けている者であること。
 - (5) 中部運輸局長が定める営業区域のうち、名古屋交通圏内に営業所を有していること。
 - (6) 「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」の【判断の基準】を満たしていること。
3. 公募に参加する者に必要な条件
 - (1) 24時間電話による受付及び配車に対応可能であること。
 - (2) 料金後払いタクシーチケット（以下、「チケット」という。）が使用できること。
 - (3) 本契約に係る事務手数料がかからないこと。（料金後払いチケットの請求も含む）
 - (4) タクシー料金請求書を月末締め切りで、利用したチケット及び明細書を添付のうえ、原則として翌月の15日までに下記4.（2）へ郵送にて必着可能であること。また、支払方法は銀行等口座振込とすること。
4. 参加要領・仕様書の交付日時及び場所
 - (1) 交付日時 平成31年3月11日（月）から平成31年3月25日（月）まで
9時30分～17時00分（土、日、祝日を除く）。
 - (2) 交付場所 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
国土交通省中部地方整備局 総務部総務課 総務係
電話（052）953-8119 内線2381
5. 決定方法
申込書等必要書類を提出した者のうち、上記2.に掲げた資格を有し、上記3.の条件を満たす全ての者と契約する。
6. 申込書等の提出期間
 - (1) 提出期間 平成31年3月12日（火）から平成31年3月25日（金）まで
9時30分～17時00分（土、日、祝日を除く）。
 - (2) 提出場所 上記4（2）に示す場所に持参又は託送（配達の記録の残るもの）により提出しなければならない。（提出期限内必着）
7. 申込書等の無効
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。
8. その他
契約締結の条件は、平成31年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。契約締結日は平成31年4月1日とするが、平成31年度予算成立が4月1日以降となった場合は、予算成立後最初の開庁日とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

以上公告する。

平成31年3月11日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 勢田 昌功